

小城市監査委員告示第8号

平成30年9月27日に提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を実施した結果を同条同項の規定により公表する。

平成30年11月20日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 西 正博

## 第1 住民監査請求書の提出

### 住民監査請求の内容等

#### (1) 請求人

3人（氏名省略）

#### (2) 請求の受付

平成30年9月27日付け「住民監査請求書」は、小城市監査委員事務局に提出され、同日付けで受け付けた。

## 第2 請求の内容（原文）

### 第一 観光協会への補助金支出についての監査請求

#### 1 観光協会に対して業務監査を行う必要性

- (1) 一般社団法人小城市観光協会（以下「観光協会」という。）事務局長であった前商工観光課長は、「清水の滝ライトアップ事業」に関連して、数々の不正を行っていた。

補助金の原資は公金であるから、適正な手続きにより補助金の交付を受けた者が、事後的に当該補助金を他の用途に使用したとき、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき等は、小城市長は補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、交付を受けた者に対し当該補助金の不当利得返還を求めなければならない（小城市補助金等交付規則第17条、19条）。

平成27年から小城市観光協会事務局長に、小城市商工観光課長でもあったA氏が就任した。A氏は平成18年頃から「清水の滝と紅葉ライトアップ事業（以下「清水の滝ライトアップ事業」）の実行委員として会計事務を担当していた。

平成29年10月30日付の小城市の「前商工観光課長の不適切な事務処理に関する調査」では、①平成29年8月にA氏は観光協会の役員変更登記を行うために、委任状や就任承諾書、辞任届など計25枚もの有印私文書偽造を行ったこと、②平成28年度の「清水の滝ライトアップ事業」での赤字補填のために、総額91万1314円を業者に架空請求させ、不正に市商工観光課から支出させたことが明らかになった。

さらに佐賀新聞社が平成24年度から平成28年度までの「清水の滝ライトアップ事業」の会計処理を調査したところ、使途が不明確な領収書の総額が約490万円にも上ることが判明した。実行委員会や小城市商工観光課に宛てた全領収書695枚のうち6割を超える449枚の内容が不明で、多くがスーパーや量販店で発行され、品目の明細部分を切り取ったものが少なくとも210枚に及んだ。最高額は10万0387円で、商工観光課宛てに発行されていた。佐賀市の高級ブティック店の領収書は同じ日付で3枚発行され、合計で7万5,900円に上った。

一方、各年度に家電量販店が発行した領収書の明細に記されていた品番をたどると、携帯音楽プレイヤーや小型冷蔵庫、デジタルカメラなどであった。小城市は「備品としてこれらの購入物は所有していない」と話した。備品として購入され、所在が分からなかった家電製品3点（計10万円相当）が平成30年5月末にA氏から謝罪の手紙とともに宅配便で小城市に返却された。

最終的にA氏は、平成 29 年 11 月 2 日に、市から上記不祥事により停職 6 か月と総務課副課長への降格処分を受け、同日依願退職した。

他方で観光協会の事務方トップである事務局長は、平成 27 年度以降は上記問題を起こしたA氏であった。

また会計責任者であったB氏は、観光協会職員の間ではA氏と非常に親しかったと噂される女性であった。平成 29 年 8 月にA氏はB氏のために退職金共済契約申込書に観光協会代表理事の名義を偽造するという私文書偽造、同行使を行った。」退職手当支給のための文書偽造を行った。

その退職手当を受け取ったB氏は、観光協会職員によれば平成 29 年 12 月に「会計処理があまりにも杜撰」との理由で解雇させられている。

(2) 小城市監査委員会は、観光協会への業務監査をしていない。

以上の経緯から観光協会においても、「清水の滝ライトアップ事業」同様の公金流用や不当な支出が起きていたと考えるのが自然であり、毎年補助金、委託金を支出してきた小城市には、観光協会を早急に監査する義務が生じていたと言える。

しかし小城市監査委員会事務局長によると、現在小城市が補助金を 100 万円以上の補助金交付団体は約 60 団体あるにもかかわらず、監査委員会は毎年わずか 2 団体しか業務監査を実施していない。もちろん過去 10 年間の間に観光協会に監査は入っていない。

たしかに、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない（同規則 13 条）、平成 24 年度から平成 28 年度の「清水の滝ライトアップ事業」の実績報告書は商工観光課に提出されているようである。しかし商工観光課によると、「清水の滝ライトアップ事業」の実行委員会から実績報告書が提出されても、「領収書の合計額はチェックしているが、その用途についてはチェックしていない」とのことであった。

要するに少なくとも平成 27 年度以降は、観光協会においてもA氏による公金流用、違法な支出のおそれが生じていたにもかかわらず、監査委員会による業務監査は行われていない。

## 2 法の趣旨

(1) そもそも、補助金は公金であるから、明細のある伝票を帳簿に記すなど透明性を持った正当な手続きが、毎年度ごとに問われなければならないはずである。しかし観光協会が市に提出している実績報告書には伝票等の具体的な帳簿類は提出されていない。

また、小城市補助金等交付規則によると、補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業等の目的及び内容、補助事業等の経費の配分、経費の使用法、交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎などを記載した補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない（同規則 3 条）。

観光協会からの平成 27 年度の補助金等交付申請書には「小城公園維持管理」等で「374 万 4 千円」の補助金が必要と記載されている。

しかし業務監査をしたうえで仮に「清水の滝ライトアップ事業」のような補助対象外経費への流用等の不正会計の事実があれば、補助金 374 万 4 千円は必要なかつ

たといえることから、補助金等交付申請書に虚偽があるものとして同規則 17 条 1 項 3 号に該当し、補助金等の交付決定は取消の対象となる。

そして観光協会の事務局長が「清水の滝ライトアップ事業」で数々の不祥事を行った A 氏であったことから、観光協会でも同様の不正行為が行われている疑いが高いことは前述の通りである。

### 3 請求の趣旨

#### (1) 平成 27 年度の観光協会への補助金支出について

以上のことから平成 27 年度の観光協会への補助金 374 万 4 千円の補助金の交付は、小城市補助金等交付規則第 17 条 1 項 1 号、2 号、3 号、4 号に該当し、取消されるべきである。

よって、地方公共団体は、受給者に対して不当利得返還請求権を有しているのであるから、監査請求人らは、小城市が小城市長に対して 374 万 4 千円を不当利得として観光協会に返還請求することを求め、それらに参与した市長その他の職員は相応の責任をとらなければならない。

#### (2) 平成 28 年度、平成 29 年度の観光協会への委託金支出について

平成 28 年度からは理由は不明であるが、従来補助金で行っていた観光協会の事業は小城市との委託契約による委託料で行われることとなった。平成 28 年度は 319 万 4 千円、平成 29 年度も同額の委託料が支払われている。

そして A 氏は平成 29 年 11 月まで観光協会の事務局長をしていたのだから、清水の滝ライトアップ事業で起こした不祥事を観光協会でも行っていた蓋然性が高かった。そこで市は監査委員会による実態監査を行い、小城市業務委託契約書 4 条により「契約内容を変更」し、または「この契約の全部若しくは一部を中止させる」べきであった。にもかかわらずそれは一切行われていない。

したがって、平成 28 年度、29 年度の観光協会への計 638 万 8 千円の委託料の支出は、小城市業務委託契約第 4 条が適用され、市に返還されるべきである。

よって、地方公共団体は、受給者に対して不当利得返還請求権を有しているのであるから、監査請求人らは、小城市が小城市長に対して 638 万 8 千円を不当利得として観光協会に返還請求することを求め、それらに参与した市長その他の職員は相応の責任をとらなければならない。

## 第二 ふるさと応援事業の報償費支出についての監査請求

### 1 ふるさと応援事業の概要と、観光協会に蓄えられた 1 億 7323 万 8228 円もの利益

#### (1) ふるさと応援事業の仕組み

小城市は平成 20 年度から「小城市ふるさと応援寄付金制度（以下、ふるさと応援事業と呼ぶ）」を実施し、平成 26 年度から小城市観光協会に「ふるさと納税の謝礼品選定、謝礼品発送、宣伝、問い合わせに関する業務」を委託した。

ふるさと応援事業とは、「出身地や応援したい地方公共団体に寄付（ふるさと納税）をした場合、その一部が個人住民税から控除される（税金が軽減される）制度で、税額の控除された額がその地方公共団体に納税したのと同様の結果となるもの」であり「5000 円以上の寄付をしていただいた小城市外に在住の方には、寄付金額に応じたコ

ースの中からお礼の品」が送られてくるものとなっている。

そして小城市では「メガ盛り！佐賀牛切り落とし 2.2 kg」等、人気の佐賀牛を中心に様々な返礼品を用意している。

ふるさと応援事業は平成 25 年までは、多くて寄付件数が 20 件、寄付収納は 339 万円と低調であったが、観光協会に委託した平成 26 年度から劇的に増加し、直近の平成 28 年度は寄付収受が 44,780 件で寄付金額が 15 億 7979 万 7 千円と市予算の約 7%にも上る巨額な寄付が寄せられるようになった。

収受した寄付金は、「ふるさと応援基金」として市長が管理する。(小城市ふるさと応援事業実施要綱第 6 条、第 7 条、以下「要綱」と呼ぶ)

その基金の全部または一部の処分に充てる事業は、原則として①「未来を担う子どもたちが健やかに安全に育つまちづくりに関する事業」である「子ども・子育て・教育のまちづくり」と、「市民が生涯にわたり健康で幸せに暮らしていけるまちづくりに関する事業」である「健康・福祉のまちづくり」の二つに限られ、寄付者は自らの寄付金の使途を上記の二つからあらかじめ指定することができる。(要綱第 2 条、第 3 条第 1 項) 上記二つの指定がない場合は、市長おまかせコースとして、市長がまちづくりの課題に応じて事業を指定することができることになっている(第 3 条第 2 項)

要綱上は、小城市ふるさと応援基金に組み入れられた寄付金は、原則として「子ども・子育て・教育のまちづくり」や「健康・福祉のまちづくり」等の市の事業に使わなければならないこととなっている。

(2) わずか 4 年間で 1 億 7718 万 1723 円もの営業利益が発生した。

他方で平成 26 年度に観光協会に委託されたふるさと納税寄付金による収入は 2 億 4444 万 9 千円で、返礼品購入費用等の支出が 1 億 9649 万 5988 円、法人税、消費税の支出 1020 万 7984 円となっており、収入から支出を差し引いた額は少なくとも 3774 万 5028 円となっており、次期繰越金に組み入れられている。

平成 27 年度は、収入が 7 億 972 万 3990 円で、支出が 5 億 7480 万 9686 円、諸税が 3696 万 6741 円であり、その差額は 9794 万 7563 円で、同じく次期繰越金に組み込まれている。

平成 28 年度は、収入が 7 億 7904 万 4865 円で、支出が 6 億 8595 万 4898 円、諸税が 5738 万 8874 円であり、その差額は 3570 万 1093 円で、同じく次期繰越金に組み込まれている。

平成 29 年度は、収入が 8 億 5520 万 247 円で、支出が 8 億 172 万 9754 円、諸税が 4770 万 2454 円であり、その差額は 578 万 8039 円で、同じく次期繰越金に組み込まれている。

以上のように観光協会には、わずか 4 年間で 1 億 7718 万 1723 円もの営業利益が発生した。

この利益は、ふるさと応援事業の趣旨に照らせば、市に帰属させて「子ども・子育て・教育のまちづくり」や「健康・福祉のまちづくり」等市の事業に使わなければならないはずである。

しかし観光協会は毎年ふるさと応援事業で発生した利益を次期繰越金に、組み入れ続け、平成 29 年度の時期繰越金は 1 億 7323 万 8228 円までに膨れ上がり、市の観光と

いう公益的な事業を担う観光協会としては、異例の資金状況に至っている。

## 2 小城市ふるさと応援事業での数々の疑惑

### (1) A氏による「市物販振興協会」設立に伴う疑惑

A氏は前述のように平成29年8月に、怠っていた観光協会の役員改選に伴う変更登記を急いで行うために、役員ら18人分の就任承諾書や辞任届、住民票の委任状25枚を偽造して法務局に提出するという有印私文書偽造、同行使を行った。

その動機としては、以下のような噂が観光協会職員の間で流れている。A氏は平成30年度より観光協会からふるさと応援事業の業務を分離させ、「市物販振興協会」なる民間団体を立ち上げ、その代表に就任する計画を持っていた。そして観光協会のふるさと納税の利益分で平成29年度の次期繰越金である1億7323万8228円を、観光協会から「市物販振興協会」に移行させようとしていた。その実現のために急いで自己の退任登記を含む役員変更登記を行う必要があったというものである。

なお平成26年度からの市と観光協会との随意契約による、寄付金の54%（消費税込み）もの支払いを定めた本件委託契約に大きく関わっていたのがA氏本人である。

### (2) ふるさと応援事業の売上額の矛盾

平成26年度から平成29年度まで、小城市と観光協会の業務委託仕様書7条で「請求するその代金」は「54%（消費税込み）」とされている。よって「平成26年度売上」は、寄付受納額の5億1196万2千円の消費税込みの54%である2億7645万9480円でなければならない。しかし収支計算書の「売上」は、47.77%の2億4444万9千円でしかない。同じく平成27年度は47.8%、平成28年度は49.3%でしかなく、毎年6%前後の寄付金が収支計算書の「売上」に記載されていないことになる。収支計算書上は毎年6%分の寄付金がどこかに消えたともいえる状況となっている。

### (3) 「C社」の急激な売り上げ

ア 佐賀牛を取り扱う観光協会会員に「C社」という会社がある。

このC社は、平成27年度は小城市ふるさと納税で全く販売実績がなかった。しかし平成28年度には6,051件で1億1012万5760円と市全体の酒を除く総売り上げの19.78%の売上を上げ、平成29年度には18,430件で2億5058万5029円の43.64%と急激に売り上げを伸ばしている。そのあおりを食らってか、JAグリーン小城は平成27年度の53.11%から平成29年度には20.41%にまで売り上げを落としている。

この背景には当観光協会の事務局長であったA氏が、平成28年度から小城ふるさと応援事業の商品パンフレットの佐賀牛のページの冒頭に大きくC社の商品が掲載するなど、佐賀牛については、C社の商品を全面的にアピールしたためと考えられる。

しかしC社は●●●●というアパートの一室にあり、法人登記がされていないいわばペーパーカンパニー又は別の屋号である。このアパートの表札には「D社」との表札が出ていることから、C社は●●市にあるE社関連の会社と考えられる。

ふるさと納税の目的は地方の自治体の寄付金集めとともに、地元の中小企業への振興策にもある。そうであるならば佐賀牛の注文は地元の精肉業者を優先して行うべきなのに、C社を通じて●●市のE社に巨額の注文を与えることは、ふるさと応援事業の目的に反すると言わざるを得ない。

イ また平成 26 年度の返礼品等実費の「支出」は 1 億 9649 万 5988 円と寄付金収入の「売上」の 80.3%となっており、同様に平成 27 年度も 80.9%となっている。しかし平成 28 年度から 88%となり、平成 29 年度には 93.7%にまで上昇している。

平成 26 年度から 29 年度までは小城市から観光協会に支払われる報償費は、54%（消費税込み）であったことから、寄付金収入の「売上」に対する返礼品等実費の「支出」の割合も 26 年度から 29 年度までは同じ割合の 80.9%であるのが自然である。

にもかかわらず 28 年度から「売上」に対する「支出」の割合が急増した。この理由は判然としない。しかしこの「支出」の割合の急増は、C 社の売上急増と比例していることは事実である。

以上のように平成 26 年度、平成 27 年度の寄付金収入の「売上」に対する返礼品等実費の「支出」の割合が正しいとするのであれば、平成 28 年度、平成 29 年度は業者に無駄な利益を流したと言える。

逆に平成 28 年度、平成 29 年度の寄付金収入の「売上」に対する返礼品等実費の「支出」の割合が正しいとするのであれば、本来市に入るべきふるさと応援事業の寄付金が無駄に観光協会にプールされたと言える。いずれにしてもおかしいことである。

#### (4) 質の低い佐賀牛を高額な寄付金で仕入れている疑い

畜産を営む個人事業者から指摘された話であるが、牛肉には例えば同じ肩ロースの部位でも、若い牛か高齢の牛かにより、その品質、価格が大きく異なる。畜産業者は高級な肉は都市部の高級レストランに出荷するが、一般人が直接購入するふるさと納税では、ふるさと応援事業で規定された返礼品額の数分の一の価値しかない質の低い肉を、高級な肉と偽って出荷している噂が畜産業界で流れているとのことであった。

観光協会はふるさと応援事業の委託事業を受けた以上、プロの民間事業者として精肉業者の佐賀牛が仕入れ値に見合った質を有するかを調査する義務があった。しかしその調査は行われていない。

以上のことからふるさと応援事業では畜産業者の質の低い佐賀牛を、高額な寄付金で買い取っているという公金を無駄に支出している疑いが存在している。

### 3 まとめ

以上のように小城市観光協会は莫大な営業利益を設けている。それに加えて市外の業者に多大な利益が流れている。よって小城市による観光協会への平成 26 年度から 29 年度までのふるさと応援事業の寄付金総額の 54%（消費税込み）もの報償費の支出は違法、不当と考える。よって以下の通り監査請求を行う。

### 4 観光協会を随意契約で委託し続けていることの違法性

#### (1) 法の趣旨

##### ア はじめに

地方財政法第 4 条 1 項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、支出これをしてはならない」と定め、地方自治法は第 2 条 14 項で「地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めて

いる。

更に支出負担行為一般について地方自治法 232 条の 3 で、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない」と規定し、支出負担行為の中の契約について、234 条 1 項において売買、賃借、請負その他の契約は一般競争入札の方法によることを原則としており、指名競争入札、随意契約又はせり売りによることができるのは、法施行令で定められた場合に該当するときに限られるものとしている。

#### イ 随意契約の理由がないこと

これに対して小城市長は、観光協会との本件委託契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとして、随意契約により観光協会と長期間の委託契約を続けている。

しかし同号は「その性質又は目的が競争に適さないもの」と規定し、具体的には市作成の「随意契約理由書」記載の通り「不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき」でなければ同号に該当しない。

他方で「随意契約理由書」の「随意契約理由・根拠の説明」には、「小城市観光協会は、『小城市の観光事業及び地域経済の発展に寄与するため、小城市の歴史、伝統及び食文化を尊重し、観光宣伝の推進を行う』という目的を掲げて設立された団体であり、現在会独自で行っている小城の逸品、特産物をお届けする業務「小城万彩」での特産品の選定及び発送等のノウハウを活用できるためこの会と随意契約を行いたい」と、観光協会が「小城万彩」のノウハウを持っていることのみ記載しかない。

本件委託契約が「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」であること、すなわちふるさと応援事業を担える団体が観光協会だけであること理由が全く記載されていない。

よって本件委託契約を観光協会と随意契約する法的要件を満たさない。

#### ウ 一般競争入札が可能であったこと

(ア) ふるさと納税は、市直営で可能な事業であり、委託する必要性はない。

佐賀県内の主要な自治体に電話でふるさと納税事業の委託の有無につき問い合わせたところ、F 市、G 町が直営、H 市が直営と全国規模のふるさと納税のポータルサイトである「さとふる」への委託、I 市が「さとふる」への委託、J 市が直営を基本とし一部発送業務につき J 市観光協会に委託していることが判明した。

G 町の担当者にふるさと納税業務の内容を尋ねたところ、「主な業務は商品開拓と写真撮影、注文の受付、発送などであり、特に専門性の高い業務ではないので直営で可能である」とのことであった。また I 市の担当者は「業務の内容は専門性が高くなく、直営で可能だが、寄付額が 10 億円を超えると作業量が膨大となるので、そのために年間寄付総額が 44 億円を超える I 市は『さとふる』に委託した」とのことであった。

上記のようにふるさと納税業務は、直営で行っている自治体もあることから、高度な専門性を必要とする業務ではないといえる。



(イ) 特産品販売の高度なノウハウを持つふるさと納税ポータルサイトの存在

現在ふるさと納税のポータルサイトは「さとふる」の他に「ふるさとチョイス」「ふるなび」など多数のサイトが競合状態となっている。

特産品を販売するのなら「さとふる」等の全国規模のふるさと納税ポータルサイトの方が、一自治体の観光協会よりも、広く全国から寄付額を集めるノウハウ、実績を持っている。

他方で観光協会は一般的には、「観光地と呼ばれる地域内の観光振興を目的とした観光事業者」であり、本来的に市の物産品を販売する専門性を持った団体ではない。それはA氏らが平成30年度から観光協会からふるさと納税の業務を切り離して「市物販振興協会」を立ち上げようとしていたことから明らかであろう。

したがって他に物品販売のノウハウを持つ多数のふるさと納税ポータルサイトに比べて、観光協会はそれを上回る専門性を持ち合わせた団体ではない。

さらに観光協会は、ふるさとチョイスにホームページ上での販売、出荷業務を委託しており、いわば二重委託状態が生じている。したがってそもそも市はふるさと応援事業を観光協会に委託する必要はなかったともいえる。

以上からふるさと納税の委託業務は、「その性質又は目的が競争に適さないもの」とはいえない。

エ 観光協会に委託することで発生する膨大な租税

さらにふるさと応援事業は収益事業であるため、民間団体にはその利益分の消費税と法人税が課税される。直近の平成29年度には観光協会に対し4770万2454円もの法人税と消費税が課税させられている。

しかし市が直営で行えば上記課税は一切かからない。その意味では平成26年度から平成29年度までで合計1億5226万6053円（平成26年1020万7984円、平成27年度3696万6741円、平成28年度5738万8874円、平成29年度4770万2454円）の消費税と法人税は貴重な寄付金の無駄遣いであったともいえる。

オ 結論

以上から市から観光協会への本件ふるさと応援事業の業務委託は「その性質又は目的が競争に適さないもの」ではなく随意契約の要件を満たさず違法である。それに加えて随意契約の対象を観光協会としたのは、効率的にふるさと応援事業の寄付額を集めるうえでも不適當だった。

さらに平成26年度から29年度までの観光協会との本件委託契約は、平成30年度のそれのように返礼品の実費と、人件費を具体的に定めたのではなく、なんら具体的基準を定めないうえに54%（消費税込み）もの高額な寄付金を支払っており、前述の地方財政法4条1項、地方自治法2条14項に反するものであったと言わざるを得ない。

(2) 請求の趣旨

ア 小城市は平成26年4月1日付で小城市観光協会との間で、随意契約の方法により小城市ふるさと応援事業の業務委託契約を締結し、業務委託完了後の平成27年3月31日までに全国から集まったふるさと応援業務の寄付金から2億444万9千円を支払った。

イ 小城市は平成27年4月1日付で小城市観光協会との間で、随意契約の方法により

小城市ふるさと応援事業の業務委託契約を締結し、業務委託完了後の平成 28 年 3 月 31 日までに全国から集まったふるさと応援業務の寄付金から 7 億 972 万 3990 円を支払った。

ウ 小城市は平成 28 年 4 月 1 日付で小城市観光協会との間で、随意契約の方法により小城市ふるさと応援事業の業務委託契約を締結し、業務委託完了後の平成 29 年 3 月 31 日までに全国から集まったふるさと応援業務の寄付金から 7 億 7904 万 4865 円を支払った。

エ 小城市は平成 29 年 4 月 1 日付で小城市観光協会との間で、随意契約の方法により小城市ふるさと応援事業の業務委託契約を締結し、業務委託完了後の平成 30 年 3 月 31 日までに全国から集まったふるさと応援業務の寄付金から 8 億 5520 万 247 円を支払った。

しかし小城市長と観光協会との間の上記（ア）から（エ）の本件随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に列挙された随意契約事由のいずれにも該当しないから、地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、競争入札の方法によらなければならなかったことが明らかである。

したがって、この契約の締結は違法無効であり、この契約に基づいた委託料の支払いも違法無効である。

よって、小城市は小城市長に対して一般競争入札であったら支払う必要がなかったであろう平成 26 年度から 29 年度までの計 25 億 8843 万 8102 円のうちの 20%分の 5 億 1768 万 7620 円及び直営であったら支払う必要のなかった消費税法人税の計 1 億 5226 万 6053 円を不当利得として観光協会に返還請求することを求め、それらに関与した市長その他の職員は相応の責任をとらなければならない。

## 2 契約に反して委託料が支払われたことへの不当利得返還請求

### (1) 法の趣旨

ア 平成 26 年度より小城市は観光協会とふるさと納税につき、小城市ふるさと応援事業業務委託契約を締結している。そこでは第 1 条で小城市は観光協会に（1）ふるさと納税の謝礼品選定に関する業務、（2）ふるさと納税の謝礼品発送に関する業務、（3）ふるさと納税の宣伝に関する業務、（4）ふるさと納税の問い合わせに関する業務を委託するものとしている。

そして 3 条でその委託料は「無料」となっている。

しかし業務委託契約書を具体化する「業務委託仕様書」第 7 項では「請求するその代金は、謝礼品一つにつき寄付金額に応じたコースの設定した最低寄付金額の 50%（消費税を除く）とする」と規定されている。

そして市は「最低寄付金額の 50%（消費税を除く）」を「報償費」の勘定科目で支出している。

この 54%（消費税込み）という金額は、例えば平成 27 年度では「ふるさと応援寄付業務」につき 7 億 972 万 3990 円の寄付金から、物品購入費等実費の 5 億 7480 万 9686 円と、法人税、消費税の 3696 万 6741 円を差し引いても 9794 万 7563 円もの巨額の営業利益を生み出すものである。

イ 委託費は一般的に、「外注費」とも呼ばれ、業務請負契約などによって、会社の業

務の一部を外部の企業や個人事業主などに委託（アウトソーシング）する際に支払う代金（費用）のこと」をいう。よって委託費には委託先団体の営業利益も含まれる。

他方で報償費とは、一般的に「報償金・謝礼金・褒賞金・報奨金・賞賜金・買上金・賞金、および記念品等の物品購入代金の支払いなどを計上するために使用される」もので、役務、負担に対する費用である。よって報償費には委託先団体の営業利益は含まれない。

本体の契約書第3条で「委託料は無料」としながら、寄付金の54%（消費税込み）をも観光協会に支払って毎年数千万円もの巨額の利益を発生させる仕様書第7項の規定は明らかに矛盾する。

他方でふるさと応援事業を委託しながら、一切その経費を支払わない契約と解釈することも不自然である。

よって業務委託契約書第3条の「委託業務の委託料は、無料とする」との文言は、「返礼品代、送料、人件費等の実費分以外の委託料は無料とする」と解釈されるべきであり、それを受けた業務委託仕様書は、報償費としてその実費分が支払われることを規定したと解釈すべきである。

現に平成28年度、29年度の「小城市ふるさと応援事業業務委託について」の起案書には「委託料は無料とする。ただし、お礼の品が発生した場合は、寄付金額のコースにより報償費から定額を支払う。」と記載されており、委託契約は無料で、実費分を支払う旨が記載されている。

また前述のA氏による数々の不祥事が発覚して以降は、それを反省してか平成30年度の業務委託仕様書は7項で「謝礼品等の代金の請求及び支払い」、8項で「手数料の請求及び支払」と実費分の支払いに改定された。

## (2) 請求の趣旨

ア 以上のことから平成26年度から29年度までの業務委託契約書に付随する業務委託仕様書7項の「なお、請求する代金は、謝礼品一つにつき寄付金額に応じたコースの設定した最低寄付金額の50%（消費税を除く）とする」の規定は、業務委託契約書第三条及び「出身地や応援したい地方公共団体に寄付（ふるさと納税）をした場合、その一部が個人住民税から控除される（税金が軽減される）制度で、税額の控除された額がその地方公共団体に納税したのと同様の結果となるもの」であるとするふるさと応援事業の趣旨に反し、違法無効である。

イ よって少なくとも4年間で小城市から受け取った寄付金額から物品購入費等の実費と、消費税法を差し引いた1億7718万1723円は、委託料とみなされ、観光協会は契約書第3条に反して小城市から不当な利得を得たといえる。

よって小城市は小城市長に対して1億7718万1723円を不当利得として観光協会に返還請求することを求め、それらに関与した市長その他の職員は相応の責任をとらなければならない。

## 3 市長が委託料の改定を怠ったことによる不当利得返還請求と市長の損害賠償責任

### (1) 法の趣旨

仮に業務委託仕様書第7条の「50%（消費税抜き）」の委託料の支払いが適法であったとしても、観光協会には毎年数千万円もの営業利益が発生していた。よって市には

毎年の委託契約更新の際には、収入としての寄付金額を、物品購入費等実費と法人税消費税の支出と同額になるように計算し、貴重な寄付金が最大限市の財源に組み入れられるよう、観光協会が市に対して「請求するその代金」の寄付金からの割合を軽減すべき義務が課せられていた。

それは前述の地方財政法4条1項、地方自治法2条14項、232条の3、243条1項の趣旨、及び寄付金は寄付者が望む当該自治体の「子どもの福祉」や「健康づくり」等の施策のために使われるべきというふるさと応援事業制度の趣旨からも当然に導かれる。

現に平成30年度からは観光協会の江里口秀次前代表理事から交代した●●代表理事が市に対して、50%の「請求するその代金」の返上を申入れ、市はそれを受けて50%の「請求するその代金」をやめ、「手数料の請求及び支払い」として観光協会職員の人件費相当分の「2.0%」を支払うことへ変更した。

市は委託料の改定を平成30年度だけではなく、平成26年度以降毎年行うべきであったのであり、平成27年度の契約更新時には、平成26年度に多額の委託料収益が発生したことを受けて、「請求するその代金」の割合は少なくとも45%以下に引き下げるべきであった。

にもかかわらず市長はそれをしなかった。そのために上記のように1億7718万1723円もの寄付金が本来ふるさと応援事業基金を通して、小城市の「子どもの福祉」や「健康づくり」に使われるべきだったのに、一民間団体である観光協会の次期繰越金へと組み入れられることとなった。

市長は、委託契約改定義務を怠ったことにより、観光協会に1億7718万1723円もの営業利益を発生させ、その分小城市のふるさと応援業務基金の財源を著しく減らした。

## (2) 請求の趣旨

以上のことから、市長の本件任務懈怠は、地方財政法4条1項、地方自治法2条14項、232条の3、243条1項の趣旨、及び寄付金は寄付者が望む当該自治体の「子どもの福祉」や「健康づくり」等の施策のために使われるべきというふるさと応援事業制度の趣旨に鑑みれば、明らかに裁量の範囲を超えたものであり、1億7718万1723円分の委託料の支払いは違法無効である。

よって小城市は小城市長に対して1億7718万1723円を不当利得として観光協会に返還請求することを求め、それらに関与した市長その他の職員は相応の責任をとらなければならない。

## 第三 A前商工観光課長の退職処分承認、退職金支給決定についての監査請求

- 1 すでにこれまでの2通の監査請求で、A氏については平成29年10月30日付の「前商工観光課長の不適切な事務処理に関する調査の報告書」によって、長年一人で清水の滝ライトアップ事業の会計事務に関わっており平成28年度の会計事務が極めて杜撰なものなのであることが報告されていたことから、平成28年度の補助金の使途についてはそれ以前の年度の補助金の使途に不適切がある可能性は容易に想像できたこと、また、その当否は別としても平成29年10月30日付報告書に基づき6カ月の停職処分となっていた

ものであるため、少なくとも平成28年度から遡って5年間の補助金の使途に不適切な点がないのか監査が終了するまで退職承認処分に踏み切るべきではなかったことを既に指摘している。

実際のところ、その後、A氏については、観光協会の部下で会計を担当していたB氏の退職金申込書について観光協会代表理事の名前をその承諾を得ずに記名しこれをB氏が中小企業退職金共済に提出したことによりB氏には共済から退職金が支払われたことが平成30年4月27日に新たに観光協会から報告されたところであり、これも有印私文書偽造、行使のうえ詐欺罪の既遂罪を構成し得るし、また、佐賀新聞の調査により「清水の滝ライトアップ事業」の会計で高級ブティック店の領収書、携帯音楽プレイヤーや小型冷蔵庫、デジタルカメラなどを購入した領収書が発見されており業務上横領罪に問われる可能性が高いものである。「小城市職員の懲戒処分に関する指針」によると、単純の詐欺罪あるいは業務上横領罪だけでも「免職又は停職」処分相当である。先の25通もの有印私文書偽造と91万1314円の不適切な会計処理に加えて、新たな有印私文書偽造、同行使、詐欺や業務上横領まで重なったものであり、A氏については、それらも発覚していれば懲戒免職は免れない事態であった。

さらに、本件監査請求書で記載してきたとおり、A氏については、観光協会への補助金支出に関して、またふるさと応援事業の報償費支出についての重大な不適切な処理が覗える。

2 そこで、ますます、小城市としては当時A氏の退職承認処分をすべきでなかったものであり、かつ現在に至っては懲戒免職処分相当の事情が判明してきているため

ア 小城市長は、市長の江里口秀次が退職承認処分をしたことは違法だとして江里口秀次に対して損害賠償を請求すべきであるし

イ 市長江里口秀次に対して（従前の退職承認処分が違法無効であるという前提で）停職処分が終了したA氏に対して速やかに、その後判明した事情も加えて判断して懲戒免職処分を行うように求めるべきであるし、

ウ 退職金を受給したA氏に対しても不当利得ないし損害賠償請求をすべきであるし

エ それら以外にも適宜の対応をすべきである。

3 また、上記退職承認処分が違法無効とまでいえないとすれば、逆に、小城市長江里口秀次は、退職承認後に判明した事実に基づき在職中に「懲戒免職等処分を受けるべき行為をした」と認めるべきである。そうすれば、一般職の職員の退職手当の支給に関する条例15条1項3号に基づき、佐賀県市町総合事務組合管理者はA氏に対して退職金の返還請求をなすことができるからである。

そこで

ア 小城市は、小城市長江里口秀次がA氏について在職中に「懲戒免職等処分を受けるべき行為をした」と認めることを怠っている事実が違法であることを確認するべきであるし

イ 小城市長は江里口秀次に対して損害賠償請求をすべきであるし、

ウ それら以外にも適宜の対応をすべきである。

### 第3 請求の受理

本件請求については、平成 30 年 9 月 27 日に受け付け、要件審査の結果、法第 242 条に規定する要件を具備していると判断し、平成 30 年 10 月 4 日付で受理した。

#### 第 4 監査の実施

##### 1 監査対象事項等

本件請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により本件請求の要旨を解し、違法、不当な行為があるか否かについて監査を実施した。

##### 2 監査対象部局

- (1) 総務部 総合戦略課・総務課(以下「総合戦略課」、「総務課」という。)
- (2) 産業部 商工観光課(以下「商工観光課」という。)

##### 3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 22 日、請求人に対し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人からは、監査請求書に基づき補足的な説明がなされたが、新たな証拠の提出はなかった。

##### 4 関係職員からの事情聴取及び関係資料の調査

監査に当たり、総合戦略課、商工観光課を対象として関係書類を調査したほか、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、総合戦略課長、同課副課長、同課総合戦略係長、商工観光課長、同課副課長から事情聴取を行った。

##### 5 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、現在の小城市観光協会事務局長と事務局職員 2 名から聴き取り調査を行った。

#### 第 5 監査の結果

##### 1 事実の確認

本件請求書の要旨及び請求人の陳述、関係職員からの事情聴取、関係人の調査及び提出された資料に基づき、事実関係を次のとおり確認した。

##### (1) 観光協会への補助金支出についての監査請求について

###### ① 平成 27 年度の観光協会への補助金支出について

上記補助金については、小城市観光協会補助金交付要綱により、観光協会が行う観光資源の開発及び宣伝活動が、本市観光の活性化につながることから、予算の範囲内で交付されていた。この補助金について、観光協会事務局内で事業費の確認をしたところ、対象経費は適正に支出されていた。

今回の住民監査請求において、A前商工観光課長が、平成 30 年 7 月 6 日付の住民監査請求の中の平成 29 年 10 月 30 日付の「前商工観光課長の不適切な事務処理に関する調査」や新聞記事などでの、清水の滝と紅葉ライトアップ事業に

関する不適切な行為があったことを再度記述したことに加え、平成 29 年 8 月に同事業の会計責任者であった B 前観光協会事務局次長のために、退職金共済契約申込書に観光協会代表理事の自署署名を偽造するという私文書偽造、同行使を行ったことについて、今回新たに提出された事実証明書で確認できると主張する。しかし、退職金の申し込みなど単純な事務手続きにおいては、代表者に代わって行うことはないともないと思われ、観光協会事務局次長に今回支払われた退職金も、退職までに中小企業退職金共済事業本部に納めた額に応じた額であり、その支給額については観光協会によると問題はないと思うと述べられていた。

② 平成 28 年度、平成 29 年度の観光協会への委託金支出について

平成 28 年度、平成 29 年度とも観光協会への委託料は、319 万 4 千円で、合計 638 万 8 千円が市から支払われていた。また、監査委員による当該委託料についての監査は行われていなかったが、定期監査では、当該委託料の支出についての商工観光課の監督検査確認結果報告書等の確認は行っている。今回、観光協会を確認したところ、各事業の支出は事業に沿って適正に支出されていたと認める。

(2) ふるさと応援事業の報償費返還を求める請求について

「小城市ふるさと応援寄附金制度」を平成 20 年度から実施していたが、平成 26 年度から観光協会に、「ふるさと納税の謝礼品選定、謝礼品の発送、宣伝、問い合わせに関する業務」を委託してから、ふるさと納税の寄付収納額が劇的に増加し、平成 29 年度までの 4 年間で、1 億 7718 万 1723 円もの営業利益が発生したことは、事実証明書等により確認した。

① A 前商工観光課長による「市物販振興協会」設立に伴う疑惑について

「市物販振興協会」設立に伴い、平成 29 年 8 月に、怠っていた観光協会の役員改選に伴う変更登記を急いで行うために、役員ら 18 人分の就任承諾書や辞任届、住民票の委任状 25 枚を偽造して法務局に提出するという有印私文書偽造、同行使を行ったとしているが、法務局に申請不備で戻されている。

また、市と観光協会との随意契約による寄付金の 54%（消費税込み）もの支払いを定めた本件委託契約に、大きく関わっていたのが A 前商工観光課長であると述べられていることについて、市の担当者に聞き取りをしたところ、当時の先進市町を参考に決定したと答えた。

② ふるさと応援事業の売上額の矛盾について

請求人は、ふるさと納税の寄付受納額の 54%が観光協会の売上となるはずと主張されているが、酒類については、観光協会ではなく個々の酒造会社に返礼品の発送を委託しており、その分も含まれているため請求人が言うようにはならない。また、年度を跨いで返礼品の発送を数回に分けて行っているものもあり、寄附金の合計と観光協会から請求される報償費の額とは一致しないものである。

③ 返礼品参入業者「C社」の急激な売り上げについて

佐賀牛を取り扱う観光協会会員の「C社」という会社について、調べた結果、平成28年度から急激に売り上げを伸ばしたのは事実であるが、もともと観光協会が取り組んでいた「小城万彩」というインターネットでの小城市の製品の販売サイトで関わっていたE社が、小城市にD社を置き、C社という屋号でふるさと納税の返礼品取扱業者となったため、法人登記も実際行われており、税金も当市に納められていた。

小城ふるさと応援事業の商品パンフレットの佐賀牛のページの冒頭に大きくC社の商品が掲載していることについては、注文の多い商品が目につきやすいところにくるのは必然で、品質がいい証拠としてリピーターの数が多いことを観光協会職員も述べていた。クレームについても、クレームがあれば商品を交換するコストがかかるため、業者も最大の注意をはらっており、ほとんどないとのことだった。また、脂身が多いとのクレームがあった時も、業者が即座に対応されており、受取人不在などで戻ってきた商品を見ても、品質には問題はないとのことだった。

また、平成28年度から観光協会の寄付金収入の「売上」に対する返礼品等実費の「支出」の割合が急増したことについては、肉の仕入れ値の上昇による利益率の低下や配送料の値上がりや、平成29年12月からの報償費の引き下げなどによるものであった。

- (3) 前商工観光課長の退職処分承認、退職金支給決定についての監査請求について  
請求人3名は、平成30年7月6日付住民監査請求書を他36名とともに本市監査委員へ提出し、監査委員が平成30年8月30日付小監第55号で通知した「住民監査請求に基づく監査の結果について」で請求を棄却しており、その後、請求人は住民訴訟を行っている。

## 2 結論

本件監査請求について請求人が違法若しくは不当と主張する事由について、以下の6項目であると判断し、法第242条第4項の規定に基づき、以下のとおり個別に検証し判断を行ない、監査委員の合議により次のとおり決定した。

- (1) 平成27年度の観光協会への補助金支出について  
本件請求を却下する。

地方自治法第242条第2項は「前項の規定による請求は、当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。本件の補助金は、事業が完了し平成28年8月17日に補助事業等実績報告書が小城市長あてに提出され額の確定が行われており、本件請求はそこから1年を経過した後になされている。

裁判例では、「この正当な理由の判断に当たっては、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査



請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とされている。

本件で見ると、平成 27 年度の予算書において「小城市観光協会事業補助金」として表示し、平成 27 年 3 月 20 日から一般の閲覧に供している。また決算書にも表示していることから、小城市観光協会に補助金を支出していることを推測しえたと思われる。

したがって、本件では、当市の住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求が行われたとはいえず、「正当な理由」があるとはいえない。

- (2) 平成 28 年度、平成 29 年度の観光協会への委託金支出について  
本件請求を棄却する。

本件は、小城市の観光振興業務の委託でその契約内容は、普茶料理の普及促進、星巖寺の維持管理、小城公園の観光案内、ボランティアガイドの育成、小城公園の桜及びホテル観賞期間のぼんぼりに関する運営費や人件費である。監査請求人は、「清水の滝ライトアップ事業で不祥事を起こした A 氏が、29 年 11 月まで観光協会の事務局長をしていたから、観光協会でも不祥事を行っていた蓋然性が高かった。」よって、小城市業務委託契約書 4 条が適用され委託金は市に返還されるべきと主張するが、市では契約内容の確認については業務完了後、完了届け、事業実績報告等の提出を受け必要に応じ現地確認を行うなどして、契約内容履行確認を行っており問題は無かったと確認している。また、監査委員は小城市観光協会の委託契約に係る会計帳簿、伝票等を調査したが各事業の支出は適正になされておりそのような事実はないと判断した。よって、監査請求人の主張は認められない。

- (3) 観光協会を随意契約で委託し続けていることの違法性について  
本件請求を棄却する。

ふるさと納税は平成 20 年度から始まり、小城市では平成 25 年度までは毎年数十万円から数百万円程度の実績であった。この頃返礼品を充実することで多額の寄付を集める自治体が出てきたため、市では実績が出ている他自治体を視察するなどして検討を始めた。

市では実績を上げていくためには、先ず、他自治体に先駆けて取り組むことが重要であることを確認し、次に返礼品の充実、インターネットの利用、効果的な PR 等を行うなどとして取り組むことにしたが、市ではそのようなノウハウがなかった。そこで観光協会が独自で行っている小城の逸品、特産品を届ける「小城万彩」のノウハウ（品物の選定、カタログ作成、サイトの作成変更、発送等）が、ふるさと納税を拡充させるためのノウハウに一致していると考えた。また観光協会の職員には、小城市のことをよく理解している二人のデザイナー

がおり、事業者と直に接することでより効果的なPRができるメリットもあった。観光協会と同じようなノウハウをもつ事業者はほかになく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争に適さないもの」の法的要件を満たし、一般競争入札も不可能であった。監査請求人は、「ふるさと納税は、市直営で可能な事業であり、委託する必要性はない。」と主張しているが、上述したような理由で業務委託契約を行っているものであり、委託の必要があったと認める。また、全国規模の納税ポータルサイトを利用した方が、全国から寄付額を集めるノウハウ、実績を持っているとのことであるが、東京に所在する業者と違い観光協会は市内の小規模業者と直に接し、集荷、配送のほか商品開発等にも助言を行うなどきめ細かな対応も行っている。この結果、平成26年度には全国第8位の寄付額を獲得し、その後も増加の一途で現在も全国の自治体の中でも上位の実績を上げている。寄付額の54%を報償費として支払ったのが高いか、低いかの問題は別としても、結果として全国でも上位の実績を上げ、市に多額の収入をもたらしたことは評価出来る。このようなことから観光協会との契約は、随意契約の法的要件を満たしており市の判断は正しかったと判断する。

判例では、地方自治法施行令第167条の第1項第2号「その性質又は目的が競争に適さないもの」に該当するか否かの判断として普通地方公共団体が契約を締結するに当たり、「第一に競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難な場合のみならず、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該普通公共団体において当該契約の目的・内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法を取るのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当し、第二に、第一の要件に該当するか否かは、個々の具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべき」ものとしている（最高裁昭和62年3月20日判決）。判例に照らし合わせ本件の契約について具体的に判断する。

#### ① 目的・内容

ふるさと納税制度を市のPRや観光振興、地域活性化に繋げようとしていた市と設立目的が「小城市の観光事業及び地域経済の発展に寄与するため、小城市の歴史、伝統及び食文化を尊重し、観光宣伝の推進を行う」とされている観光協会と、目的及び取り組み内容が合致している。

#### ② 資力、信用、技術、経験等

観光協会は民間団体であるが、市の観光振興事業を補完する組織として信用があった。また、小城市の逸品、特産品をインターネット上で販売しお届けする「小城万彩」でふるさと納税と類似した業務を行っており、地元の業者と連携を取りながら、市が目指すふるさと納税の拡充を実現する技術、経

験があった。

請求人は、「観光協会は、ふるさとチョイスにホームページ上での販売、出荷業務を委託しており、いわば二重委託状態が生じている。したがってそもそも市はふるさと応援事業を観光協会に委託する必要はなかったともいえる。」と主張するが、ふるさとチョイスは市が直接契約し手数料も支払っており、その業務内容は、インターネットポータルサイトでふるさと納税の窓口となっているだけである。観光協会は、市との委託契約で、サイト上で新商品の登録や商品写真等の変更、商品の発送等を行っている。また、監査請求人は「市長その他の職員は相応の責任をとらなければならない。」と主張しているが、上述のとおり適正な業務を行っているとは判断したことから監査請求人が主張することは認められない。

- (4) 契約に反して委託料が支払われたことへの不当利得返還請求について  
本件請求を棄却する。

小城市が観光協会に委託した業務は、地元事業者と連携した返礼品の選定業務、発送、宣伝等である。市では委託契約で観光協会に支払われる費用のうち、返礼品仕入れに要する費用が大部分を占め、これを寄付者への返礼品料として捉えていたことから報償費が歳出科目として適切だと判断している。このことについては、平成26年度小城市一般会計補正予算で、歳出科目を報償費で予算計上した上で議会に説明し、議決を経たのち執行されたものである。市と観光協会は契約にあたり、業務委託契約書で委託料は無料としているが、契約にあたり人件費、手数料等は報償費に含めることを確認しているとのことは自然なことであり、対価の支払いは適切であると判断する。

監査請求人は「市長その他の職員は相応の責任をとらなければならない。」と主張するが、業務は適正になされていたと判断することからこのことは認められない。

- (5) 市長が委託料の改定を怠ったことによる不当利得返還請求と市長の損害賠償責任について  
本件請求を棄却する。

観光協会への報償費支払いを寄付額の54%としたのは、当時ふるさと納税で実績が好調な自治体に視察に行った際、返礼品の調達価格が寄付額の40%～50%程度であったことから、実績を上げ小城市のPRや観光振興、地域活性化を目指すためには返礼品の質を高める必要があると判断したためである。報償費率の改定について観光協会と協議も行っている経緯があるが、全国的にふるさと納税の競争が激化している中で、報償費率の引き下げを行うと返礼品の質が低下し、実績も下がることが懸念されたため実施を見送っている。その結果として毎年寄付額が増加の一途で、全国でも上位の実績を残し、市の税収増加にも貢献していることから市の判断は適正であったと判断する。よって、監査請求人が主張する「市長その他の職員は相応の責任をとらなければならない。」こ

とは認められない。

- (6) 前商工観光課長の退職処分承認、退職金支給決定についての監査請求について本件請求を却下する。

本件については、今回の請求人と同一の住民が平成30年7月6日付けの監査請求で求めた、「小城市長が前商工観光課長の本件退職承認処分を取消し、小城市長が前商工観光課長に対し退職手当の不当利得返還請求権を行使すること、小城市長が前商工観光課長を懲戒免職処分とすること、その他適切な措置を求める。」または「小城市長は前商工観光課長について懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認め、退職手当の全部又は一部の返納を命じる処分をなし、小城市は前商工観光課長に対し退職手当の不当利得返還請求権を行使すること、その他適切な措置を求める。」と同様の請求内容である。判例によれば、「法242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき、同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないものと解するのが相当である。」とされている（最高裁 昭和62年2月20日判決）。監査請求人の主張は同判例に抵触し認められない。